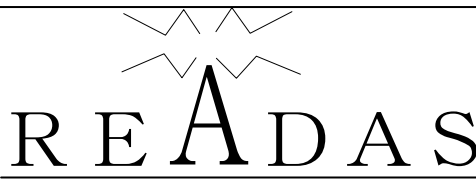


第 4483 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2012年)平成24年 5月15日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ たまたま土地を譲渡した場合の課税売上割合

Q：当社は、今期固定資産である土地を譲渡しました関係で、消費税の課税売上割合が大きく下がってしまいます。何か救済措置はありませんか？

A：事業年度終了する前に、課税売上割合に準ずる割合を適用する旨の承認を受ける方法があります。

【解説】

土地の譲渡は非課税売上ですから、ご質問のように、土地をたまたま譲渡した場合には、課税売上割合が大きく下がってしまうということがあります。したがって、税務では、その土地の譲渡がなかったとした場合には、事業の実態に変動がないと認められる場合に限り、次のいずれか低い割合を課税売上割合として適用することを認めています。

- ①その土地の譲渡があった課税期間の前3年に含まれる課税期間の通算課税売上割合
- ②その土地の譲渡があった課税期間の前課税期間の課税売上割合

注1) 土地の譲渡がなかったとした場合には、事業の実態に変動がないと認められる場合とは、事業者の営業の実態に変動がなく、かつ、過去3年間で最も高い課税売上割合と最も低い課税売上割合の差が5%以内の場合をいいます。

注2) この特例は、承認を受けた日の属する課税期間からの適用になります。承認審査には一定の期間が必要になりますので、余裕をもって承認申請書を提出する必要があります。

